



島根県報

平成16年 4 月 9 日 (金)
第 1,562 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示		
新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市 町 村 課)	1
字の区域の廃止	(")	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止の届出	(")	2
介護保険法の規程に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
土地改良事業計画の認可	(農村整備課)	4
保安林の指定	(森林整備課課)	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	5
公 告		
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	6
都市計画事業変更の認可	(")	6
教委規則		
島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	6

告 示

島根県告示第399号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項及び第260条第 1 項の規定により都万村長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第 9 条の 5 第 2 項及び第260条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 4 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

新 た に 土 地 が 生 じ た 場 所	面 積	編入先の字
隠岐郡都万村大字那久1759番地及び1760番地地先の公有水面埋立地	4,707.1 平方メートル	大字那久字泊

(ただし、上記地番は、平成14年 9 月25日現在のものである。)

島根県告示第400号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、松江市長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 4 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市比津町の字を廃止する区域

町	字	地 番
比津	神田	39の1から39の4まで、39の7、39の13、39の15
	山蒔	52の5、52の8
	堂ノ前	53の1
	連台場	54、55
及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部		

(ただし、上記地番は、平成15年9月1日現在のものである。)

島根県告示第401号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年4月9日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウェルネス薬局大田店	大田市長久町長久口264-13	平成15年8月1日
ひよこ薬局	浜田市熱田町541-1	平成15年9月11日
すみれ小児科	浜田市熱田町541-1	平成15年9月12日
中村歯科医院	出雲市今市町北本町1-7-15	平成15年10月1日
順天堂薬局 サンデーズ下本郷店	益田市下本郷町207番地	平成15年10月1日
シーズ薬局 高田町店	浜田市高田町19番地1	平成15年10月1日
たわら眼科	安来市南十神町17番地2	平成15年12月1日
わたなべこども・レディースクリニック	出雲市武志町836-3	平成16年4月21日

島根県告示第402号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年4月9日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中村歯科医院	出雲市今市町北本町1-7-2	平成15年10月1日
順天堂薬局 下本郷店	益田市下本郷町901-3	平成15年10月1日
たわら眼科	安来市南十神町17番地2	平成15年11月30日

島根県告示第403号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 4 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 豊心会	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 明翔苑	松江市西浜佐陀町1399 - 34	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 豊心会	通所介護	明翔苑デイサービスセンター	松江市西浜佐陀町1399 - 34	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	通所介護	デイサービスセンター小山	出雲市小山町456 - 1	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	痴呆対応型共同生活介護	ハートフルおやま	出雲市小山町456 - 1	平成16年 4 月 1 日
有限会社 出雲リハビリサービス	福祉用具貸与	有限会社 出雲リハビリサービス	出雲市今市町547	平成16年 4 月 1 日
株式会社 ひょうま	通所介護	デイサービスセンター「しずかさんの家」	益田市小浜町468 - 7	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 亀の子	通所介護	亀の子デイサービス	大田市長久町長久口267 - 6	平成16年 4 月 1 日
株式会社 爽やかケア山陰	通所介護	株式会社 爽やかケア山陰 デイサービスセンター縁日和	江津市渡津町96 - 1	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 JAいずも福祉会	通所介護	社会福祉法人 JAいずも福祉会 みどりの郷平田	平田市平田町2308 - 9	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 かも福祉会	通所介護	加茂デイサービスセンター	大原郡加茂町大字宇治328番地	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 かも福祉会	訪問介護	ヘルパーステーションかも	大原郡加茂町大字宇治328番地	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 かも福祉会	通所介護	デイサービスセンター愛あいの家	大原郡加茂町大字加茂中928番地	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 掛合町社会福祉協議会	通所介護	ふれあいセンター通所介護事業所	飯石郡掛合町大字人間482番地 3	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 掛合町社会福祉協議会	短期入所生活介護	えがおの里短期入所生活介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合853番地 1	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 掛合町社会福祉協議会	訪問入浴介護	掛合町好老センター訪問入浴介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合1310番地	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 掛合町社会福祉協議会	通所介護	掛合町好老センター通所介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合1310番地	平成16年 4 月 1 日
特定非営利活動法人 あかぎ福祉会	痴呆対応型共同生活介護	赤来町ファミリーケアセンターまんでんの家	飯石郡赤来町大字下赤名1919番地 1	平成16年 4 月 1 日
有限会社 出雲ハリカ	福祉用具貸与	有限会社出雲ハリカ 福祉事業部	簸川郡斐川町大字直江町4840番地 1	平成16年 4 月 1 日

島根県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した

平成16年4月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
浜田市土地改良区	本郷下地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	平成16年3月31日

島根県告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年4月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

那賀郡金城町大字七条口515 1、口517 3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第406号

平成16年農林水産省告示第644号で保安林に指定された次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年4月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森 林 の 所 在 場 所					不 明 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
郡 名	町 名	大 字	字	地 番	森林の権利者	住 所
邑智	川本	川本		3694	保証責任邑智生絲販売組合江水社 理事 安田蛙吉	邑智郡川下村1307番地 2

2 保安林の目的
土砂の流出の防備

島根県告示第407号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成16年 4 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 区域の名称 針戸上 1
2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 8 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 8 号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
簸川	多伎	奥田儀		565番 3	1 号
				1307番 6	2 号から 6 号まで
				591番 7	7 号
				591番 1	8 号

1 区域の名称 針戸上 2
2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 8 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 8 号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
簸川	多伎	奥田儀		596番 5	1 号及び 2 号
				1314番 1	3 号から 6 号まで
				604番 2	7 号
				601番 1	8 号

1 区域の名称 後地
2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 11 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 11 号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
江津	後地			842番 1	1 号
				841番 1	2 号及び 3 号
				841番	4 号から 7 号まで
				842番 1	8 号から 11 号まで

1 区域の名称 本町
2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 6 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 6 号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
江津	江津			796番	1号
				799番甲	2号
				800番2	3号
				801番	4号
				797番	5号
				797番1	6号

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第21条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年4月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（平成16年3月26日中国地方整備局告示第39号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成16年4月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画及び大社都市計画公園事業
9・6・1号 浜山公園
- 2 施行者の名称
島根県
- 3 事務所の所在地
出雲市大津町1139 出雲土木建築事務所
- 4 事業地
収用の部分
出雲市浜町字高浜、字浜下及び字北砂子地内、簸川郡大社町大字北荒木字高浜、大字中荒木字浜根、大字入南字砂山地内

教 育 委 員 会 規 則

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月9日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第19号

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立美術館条例施行規則（平成10年島根県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「児童及び中学校」を「児童、中学校」に、「教職員」を「教職員等」に改め、「中学校の生徒」の次に「及び高等学校の生徒」を加え、第 2 号を次のように改める。

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健保護及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）が観覧するとき。観覧料の全額

第 6 条第 1 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 前号の障害者の介助者が観覧するとき。観覧料の全額

第 6 条第 2 項ただし書中「第 2 号」の次に「及び第 3 号」を加える。

附 則

この規則は、平成16年 4 月12日から施行する。

